

保育施設の利用調整（選考）基準の変更について

区が利用調整を行う保育施設については、保護者それぞれの状況等を「利用調整（選考）基準」（以下「利用調整基準」という）に基づいて指数化し、指数の高い順に保育施設の利用を内定している。利用調整基準については、社会状況の変化や他区の動向等を踏まえ、毎年度見直しを行っているところである。

については、以下のとおり、利用調整基準を見直し、平成30年4月入所の利用調整から適用する。

1 基本指数

類型番号	類型	平成30年度	
		細目	指数
1	居宅外労働（居宅外自営を含む。）	(変更なし)	
		上記以外の場合	8
2	居宅内労働	(変更なし)	
		上記以外の場合	8
3	障害	身体障害者手帳1級、2級に該当する場合、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は愛の手帳1度、2度、3度に該当する場合	20
		身体障害者手帳3級に該当する場合、愛の手帳4度に該当する場合	17
		(変更なし)	

(変更部分のみ抜粋)

平成29年度	
細目	指数
週5日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	20
週5日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	18
週4日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	16
週4日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	14
週3日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	12
週3日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	10
(新設)	
週5日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	19
週5日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	17
週4日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	15
週4日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	13
週3日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	11
週3日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	9
(新設)	
(変更)	
身体障害者手帳1級、2級に該当する場合、精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する場合又は愛の手帳1度、2度、3度に該当する場合	20
(変更)	
身体障害者手帳3級に該当する場合、精神障害者保健福祉手帳3級に該当する場合又は愛の手帳4度に該当する場合	17
身体障害者手帳4級に該当する場合	13

4	自宅介護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度、又は要介護認定4度、5度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	20
		身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度、又は要介護認定1度、2度、3度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	13
		(変更なし)	

(変更)	重度障害者、常時病臥、精神疾患等により、全介助が必要な親族を常時介護している	20
(変更)	重度障害者、常時病臥、精神疾患等により、部分介助が必要な親族を常時介護している	13
	上記以外の介護をしている	9

2 調整指数

(変更部分のみ抜粋)

平成30年度		
項目	世帯等の状況	指数
地域型保育	児童が地域型保育事業を1か月以上継続して利用している	2
内定辞退	利用内定を辞退した場合 (指数の適用範囲) 利用内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時、及び翌年度4月一次、二次における利用調整時に適用する	-1

(変更)

(変更)

平成29年度		
項目	世帯等の状況	指数
地域型保育	児童が地域型保育事業を利用している	2
内定辞退	利用内定を辞退した場合 (指数の適用範囲) 4月一次利用調整の内定を辞退した場合は二次利用調整時、4月二次利用調整以降に辞退した場合はその内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時に適用する	-1

3 指数同位の優先順位

平成30年度	
順位	内容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者(兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む)
(新設)	5 区内保育施設(区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所)に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中(各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。)の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの。
(新設)	6 年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児(卒園児4月のみ)
(新設)	7 保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている
(変更)	8 介護・看護(基本指数の類型番号4)
(変更)	9 保護者のいずれかが長期単身赴任又は長期入院者、及び常時病臥
	10 兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が在所している又は二人以上同時申込み
	11 認可外受託認定日の早い者
	12 世帯で保育料の滞納がない
	13 申込み締切日までに就労している者(育児休業など、休業期間中の者は除く)
	14 目黒区内に二親等以内の親族(入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く)がない
	15 区市町村民税が低い世帯
	16 目黒区在住期間が長い世帯(保護者のいずれか長い方)

※平成29年度における指数同位の優先順位6「疾病」は廃止する